

## 京都市地域企業未来力会議メールマガジン（令和5年6月15日配信）

京都市地域企業未来力会議参加者等 各位

いつもお世話になり、ありがとうございます。  
メールマガジンを配信します。

会議の情報や京都市からのお知らせのほか、皆様からの掲載希望も受け付けていますので、イベントやセミナーの御案内、新商品の御案内、自社での取組の周知など掲載内容を事務局までお知らせください！

### 【目次】 =====

#### ☆ 事務局からのお知らせ

(1)京都市中小企業等物価高騰対策支援金（追加支援）の御案内について

#### ☆ 京都市からのお知らせ

(2)本庁舎の一般開放の試験実施について《行財政局》

(3)伏見工業高等学校跡地及び元南部配水管理課用地の活用に係る優先交渉事業者の公募の実施について《環境政策局》

(4)（市民及び市内へ通勤する方も対象）京都市政策評価委員会「市民公募委員の募集について《総合企画局》

(5)「ごみゆにけーしょん（ごみ搬入手数料、プラスチック製品分別回収、2R及び分別・リサイクル活動優良事業所、業種別の正しいごみの出し方」を発行しました！  
《環境政策局》

(6)6月30日（金）は「市・府民税」第1期分の納期限です。

口座振替・コンビニ・クレジットカード・インターネットバンキング・スマホアプリによる便利な納付を！ 《行財政局》

#### ☆ 参加企業等からのお知らせ

(7)令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度が開始されます。

登録するかどうかわかお悩みの方を対象に「登録要否相談会」も開催しております！  
《大阪国税局》

### 【本文】

#### ☆ 事務局からのお知らせ

(1)京都市中小企業等物価高騰対策支援金（追加支援）の御案内について

京都市では、あらゆる事業者の皆様が引き続き物価高騰の影響を受けておられる厳しい現状を踏まえ、事業継続に取り組む中小企業、個人事業者の皆様を対象とした「京都市中小企業等物価高騰対策支援金（追加支援）」の申請を受け付けておりますので、お知らせします。

#### ■ 交付対象者

以下をいずれも満たす方

- ・京都市内に本店や主たる事務所を有する中小企業、小規模事業者又は個人事業者
- ・令和5年4月30日までに開業しており、今後も事業を継続する意思のある方

#### ■ 交付額

法人 3万円  
個人事業者 2万円

#### ■ 申請受付期間

令和5年6月12日（月）から同年8月10日（木）まで

■申請方法

- ① 京都市中小企業等物価高騰対策支援金（令和5年3月10日締切分）の交付決定を受けた方  
新たに申請いただく必要はありません。  
※詳細は、メール又は郵送でお送りする御案内を御確認ください。
- ② 上記①以外の方  
申請書に必要な書類を添えて、郵送又はWEB申請フォームで申請してください。  
<郵送>  
申請書等の必要な書類は、京都市のホームページまたは区役所・支所等で入手いただけます。  
（宛先）〒604-8799 中京郵便局留め  
「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局 宛て  
<WEBフォーム> <https://bukkakoutoutaisakushienkin.city.kyoto.lg.jp/>

詳細・申請書のダウンロードはこちらから

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000312731.html>

【お問い合わせ先】

「京都市中小企業等物価高騰対策支援金」事務局

電話：050-3668-5496（土日祝日除く毎日午前9時～午後5時）

---

☆ 京都市からのお知らせ

---

(2) 本庁舎の一般開放の試験実施について《行財政局》

京都市では、市庁舎整備事業に取り組んでおり、その市庁舎の価値をより多くの皆様に知っていただくとともに、市政を身近に感じていただけるよう、正庁の間、和室及び議場について、試験的に開放し、本庁舎ガイドブックにより市民等に自由に見学いただく取組を行います。ご都合のつく方はぜひ京都市役所まで足をお運びください。

■開放日時：令和5年6月20日（火）午後1時～午後3時

■開放箇所：京都市役所本庁舎2階「議場」4階「正庁の間」「和室」

※上記のほか、通常から公開している屋上庭園など共用エリアについても自由に御覧いただけます。

■事前申し込み：不要

■費用：無料

■定員：なし※見学を希望する方が集中した場合は、入室を制限することがあります。

詳細はこちら

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000313485.html>

本庁舎の特徴・見どころについては、以下のHPの「本庁舎ガイドブック」をご確認ください。

<https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000300122.html>

【お問い合わせ先】

行財政局総務部庁舎管理課

電話：075-222-3046

(3) 伏見工業高等学校跡地及び元南部配水管理課用地の活用に係る優先交渉事業者の公募の実施について《環境政策局》

京都市は、国が進める「脱炭素先行地域」に選定され、「京都の文化・暮らしの脱炭素で地域力を向上させるゼロカーボン古都モデル」の創出に取り組んでいます。

その取組の一環として、伏見工業高等学校跡地（令和6年3月閉校予定）及び隣接する元南部配水管理課用地（計約40,000㎡）を活用した脱炭素仕様の住宅街区の創出を予定しており、6月9日（金）から、その活用に向けた優先交渉事業者の方の公募を開始してお

ります。

また、興味関心をお持ちの事業者様にお心当たりがございましたら、転送・拡散いただけますと幸いです。

詳細はこちら

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000313464.html>

【お問い合わせ先】

環境政策局地球温暖化対策室

電話：075-222-4555

(4) (市民及び市内へ通勤する方も対象)「京都市政策評価委員会」市民公募委員の募集について《総合企画局》

京都市では、新たに策定した「はばたけ未来へ！ 京プラン2025」に掲げた政策・施策について、その目的がどの程度達成されているかを評価し、市政運営に役立てるため「政策評価」を実施しています。

この度、政策評価の手法や制度の充実について助言・提案をいただく「京都市政策評価委員会」の市民公募委員（市民及び市内へ通勤する方も対象）を募集します。

企業の方で御興味がある方はぜひ一度お問い合わせください！

■募集人数：1名

■任期：令和5年9月1日～令和7年8月31日

詳細はこちら

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sogo/page/0000313389.html>

【応募・問い合わせ先】

京都市総合企画局市長公室政策企画調整担当

電話 075-222-3035

FAX 075-213-1066

電子メール seisakukikaku@city.kyoto.lg.jp

(5)「ごみゆにけーしょん（ごみ搬入手数料、プラスチック製品分別回収、2R及び分別・リサイクル活動優良事業所、業種別の正しいごみの出し方）」を発行しました！  
《環境政策局》

令和5年5月発行の事業ごみ減量ニュースレター「ごみゆにけーしょん」第49号では、み搬入手数料、プラスチック製品分別回収、2R及び分別・リサイクル活動優良事業所、業種別の正しいごみの出し方を紹介していますので、ぜひ御覧ください。

○ごみ搬入手数料

事業者の皆様が、ごみを収集する一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）に支払われている「ごみ処理料金」には、許可業者の「収集運搬料金」だけでなく、京都市がごみを処理（焼却～埋立）するための「ごみ搬入手数料」が含まれています。

この「ごみ搬入手数料」は、許可業者を通して間接的に京都市に支払われています。

令和7年4月1日から、次のとおり、同手数料を改定しますので、適正な料金のご負担についてご理解いただきますようお願いいたします。

【令和7年4月1日以降】

10kgまでごと150円

※マンション等から出るプラスチック類に限り、10kgまでごと75円

【現行】

100kgまでごと1,000円

○プラスチック製品分別回収

家庭ごみについて、令和5年4月から、歯ブラシやスプーン・フォーク等のプラスチック製品の分別回収を開始しています。

分別回収開始後は「燃やすごみ」ではなく、「プラスチック製の容器と包装」と一緒に「資源物」として回収しています。

#### ○2R及び分別・リサイクル活動優良事業所

京都市では、事業ごみの減量及び再資源化に積極的に取り組んでいる市内事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」に認定します。

また、「2R及び分別・リサイクル活動優良事業所」の中から、独自性がある、先進的であるなど、特に優れた取組を行う事業所を「2R及び分別・リサイクル活動優良賞」として、年度ごとに表彰します。

【HP】<https://kyoto-kogomi.net/business/yuryoujigyousya/>

#### ○業種別の正しいごみの出し方

お店から出るごみ、どのように分別して捨てたらいいのか迷うことはありませんか？そんな事業主の方のために、分かりやすく使いやすい業種別リーフレット（理美容業と製造小売業等向け）を作成し、京都市情報館で公開しています。

【HP】<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000309365.html>

※バックナンバーでは、プラスチックや紙ごみの減量、優良事業所の取組等も御紹介しておりますので、御覧ください。

【HP】<https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000243098.html>

#### 【お問い合わせ先】

環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 事業ごみ企画担当  
電話：075-222-3948／電子メール：gomigenryo@city.kyoto.lg.jp

(6)6月30日（金）は「市・府民税」第1期分の納期限です。

口座振替・コンビニ・クレジットカード・インターネットバンキング・スマホアプリによる便利な納付を！ 《行財政局》

市・府民税第1期分の納期限は6月30日（金）です。期限内納付に御理解と御協力をお願いいたします！

■ 市税の納付には、便利で、安全・確実な口座振替を御利用ください！

市内の金融機関や郵便局の窓口でお申込みください。

市税事務所納税推進担当では、郵送によるお申込みも受付けております。

（「市税口座振替依頼書」は、ホームページからダウンロードできます。）

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001465.html>

■ コンビニエンスストアでも納付できます！

納付金額が30万円までのコンビニ納付用バーコードが印刷された納付書に限る、などの御利用条件がございます。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000216989.html>

■ 「納付専用サイト」を利用して、クレジットカード・インターネットバンキングでも納付できます！

税目により、御利用いただける「納付専用サイト」や御利用条件が異なります。

また、クレジットカードの御利用に際しては、別途システム利用料が必要となります。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001929.html>

■ スマートフォン用決済アプリでも納付できます！

御利用いただけるアプリや御利用方法など、税目や納付書の種類により異なります。

【詳細はホームページを御覧ください】

▼ <https://www.city.kyoto.lg.jp/gyozai/page/0000001929.html>

#### 【お問い合わせ先】

市税事務所 納税室納税推進担当  
電話：075-213-5466

---

☆ 参加企業等からのお知らせ

---

(7)令和5年10月1日から、消費税のインボイス制度が開始されます。  
登録するかどうかお悩みの方を対象に「登録要否相談会」も開催しております！  
《大阪国税局》

■インボイス制度の概要

インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度に関する各種資料、申請手続きに関するQ & A、登録通知までの期間の目安等について確認できます。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.e.htm>

また、登録申請はe-Taxでも行えますので、是非ご利用ください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.e.shinei.htm>

■インボイス制度説明会及び登録要否相談会

登録するかどうかお悩みの方は、税務署において、説明会や登録要否相談会を開催しておりますので、是非、ご参加ください。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/osaka/topics/invoice/index.htm>

■新たな負担軽減措置や補助金などの支援策

新たな負担軽減措置やIT導入補助金・小規模事業者持続化補助金などの支援策があります。

(財務省リーフレット「インボイス制度、支援措置があるって本当！？」)

[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/invoice.pdf](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice.pdf)

事業者団体様には、研修講師の派遣を行っておりますので、ご希望があれば、最寄りの税務署へお問い合わせください。

※「インボイス制度（適格請求書等保存方式）」とは、

《買手側》

買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として売手から交付を受けたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。

《売手側》

売手は、インボイスを交付するためには、事前にインボイス発行事業者（適格請求書発行事業者）の登録を受ける必要があります。登録を受けると、課税事業者として消費税の申告が必要となります。

\*\*\*\*\*  
このメールマガジンは、京都市地域企業未来力会議に御参加いただいた方や事務局が個別に名刺交換させていただいた方にお届けしています。

配信の停止を希望される方やメールアドレスの変更は、お手数ですが事務局までメールにて御連絡くださいますようお願いいたします。

\*\*\*\*\*  
メールマガジンは月3回程度の配信を予定しています。  
皆様からの掲載内容も随時受け付けています。  
御希望の場合は事務局まで御連絡ください。

\*\*\*\*\*

▼事業者の皆様への支援情報

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000268990.html>

▼京都・地域企業応援プロジェクトWEBサイトはこちら

<https://community-based-companies.kyoto/>

▼未来力会議 facebookはこちら

<https://ja-jp.facebook.com/kyotoshichushokigyo/>

▼過去の会議資料等

<https://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000209507.html>

▼メールマガジンのバックナンバー

<http://www.city.kyoto.lg.jp/sankan/page/0000209798.html>

\*\*\*\*\*

<発行>

京都市地域企業未来力会議 事務局（京都市産業観光局 地域企業イノベーション推進室）

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地

TEL 075-222-3329

FAX 075-222-3331

URL <https://www.facebook.com/kyotoshichushokigyo/>

MAIL [chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp](mailto:chiikikigyo@city.kyoto.lg.jp)

\*\*\*\*\*